

大情審答申第 384 号
平成 27 年 3 月 13 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表 1 から別表 3 の（い）欄により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表 1 から別表 3 の（か）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、別表 1 から別表 3 の（う）欄に記載の年月日に、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表 1 から別表 3 の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求を却下する理由を別表 1 から別表 3 の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき本件各決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表 1 から別表 3 の（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表 1 から別表 3 の（け）欄に記載のとおりである。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表 1 から別表 3 の（こ）欄に記載のとおりである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件各請求が、情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるとして本件各決定を行っているのに対して、異議申立人は、本件各決定の取消しを求めている。

したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件各請求が情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されるか否かである。

3 本件各決定の妥当性について

別表1及び別表2の(え)欄に記載の旨の公開請求は平成25年3月15日付け大情審答申第332号第5の11において、別表3の(え)欄に記載の旨の公開請求は平成25年10月28日付け大情審答申第349号第5の5において、それぞれ当審査会が「情報公開制度の趣旨から著しく乖離しており、権利の濫用と解されることから、実施機関は当該公開請求を却下すべきである。」とした公開請求に該当すると認められる。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 金井美智子、委員 小林邦子、委員 西村枝美、委員 坂本 団、委員 上田健介